

高知県測量業務共通仕様書 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後						現 行					
章	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	新条文(抜粋)	章	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	現行条文(抜粋)
1				第1章	総 則	1				第1章	総 則
1	101			1-101	適 用	1	101			1-101	適 用
1	101	1~4			(略)	1	101	1~4			(略)
1	102			1-102	用語の定義	1	102			1-102	用語の定義
1	102	1~3			(略)	1	102	1~3			(略)
1	102	4		4. 検査職員	「検査職員」とは、測量業務の完了の検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。	1	102	4		4. 検査職員	「検査職員」とは、測量業務の完了の検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
1	102	5~34			(略)	1	102	5~34			(略)
1	103			1-103	業務の着手	1	103			1-103	業務の着手
1	103	1			(略)	1	103	1			(略)
1	104			1-104	測量の基準	1	104			1-104	測量の基準
1	104	1			(略)	1	104	1			(略)
1	105			1-105	業務の実施	1	105			1-105	業務の実施
1	105	1			(略)	1	105	1			(略)
1	106			1-106	設計図書の支給及び点検	1	106			1-106	設計図書の支給及び点検
1	106	1~3			(略)	1	106	1~3			(略)
1	107			1-107	調査職員	1	107			1-107	調査職員
1	107	1~4			(略)	1	107	1~4			(略)
1	108			1-108	管理技術者	1	108			1-108	管理技術者
1	108	1~4			(略)	1	108	1~4			(略)
1	109			1-109	担当技術者	1	109			1-109	担当技術者
1	109	1~3			(略)	1	109	1~3			(略)
1	110			1-110	提出書類	1	110			1-110	提出書類
1	110	1~3			(略)	1	110	1~3			(略)
1	111			1-111	打合せ等	1	111			1-111	打合せ等
1	111	1~4			(略)	1	111	1~4			(略)
1	112			1-112	業務計画書	1	112			1-112	業務計画書
1	112	1~4			(略)	1	112	1~4			(略)
1	113			1-113	資料等の貸与及び返却	1	113			1-113	資料等の貸与及び返却
1	113	1~4			(略)	1	113	1~4			(略)

改正後						現行					
章	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	新条文(抜粋)	章	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	現行条文(抜粋)
1	114			1-114	関係官公庁への手続き等	1	114			1-114	関係官公庁への手続き等
1	114	1~2			(略)	1	114	1~2			(略)
1	115			1-115	地元関係者との交渉等	1	115			1-115	地元関係者との交渉等
1	115	1~5			(略)	1	115	1~5			(略)
1	116			1-116	土地への立入り等	1	116			1-116	土地への立入り等
1	116	1~4			(略)	1	116	1~4			(略)
1	117			1-117	成果品の提出	1	117			1-117	成果品の提出
1	117	1~4			(略)	1	117	1~4			(略)
1	118			1-118	関係法令及び条例の遵守	1	118			1-118	関係法令及び条例の遵守
1	118	1			(略)	1	118	1			(略)
1	119			1-119	検査	1	119			1-119	検査
1	119	1		1. 業務完了 報告書の提出	受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。	1	119	1		1. 業務完了 報告書の提出	受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
1	119	2~3			(略)	1	119	2~3			(略)
1	120			1-120	修補	1	120			1-120	修補
1	120	1~3			(略)	1	120	1~3			(略)
1	120	4		4. 修補の期間 未完了の通知	検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。	1	120	4		4. 修補の期間 未完了の通知	検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第4項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。
1	121			1-121	条件変更等	1	121			1-121	条件変更等
1	121	1~2			(略)	1	121	1~2			(略)
1	122			1-122	契約変更	1	122			1-122	契約変更
1	122	1	1~3		(略)	1	122	1	1~3		(略)
1	122	1	4	(4) 設計図書の 変更	契約書第30条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合	1	122	1	4	(4) 設計図書の 変更	契約書第31条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
1	122	2			(略)	1	122	2			(略)
1	123			1-123	履行期間の変更	1	123			1-123	履行期間の変更
1	123	1~2			(略)	1	123	1~2			(略)

改 正 後						現 行					
章	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	新条文(抜粋)	章	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	現行条文(抜粋)
1	123	3		3. 履行期間の延長	受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。	1	123	3		3. 履行期間の延長	受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
1	123	4		4. 履行期間の短縮	契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。	1	123	4		4. 履行期間の短縮	契約書第24条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。
1	124			1-124	一時中止	1	124			1-124	一時中止
1	124	1~3			(略)	1	124	1~3			(略)
1	125			1-125	発注者の賠償責任	1	125			1-125	発注者の賠償責任
1	125	1	1	(1)発注者の責による損害	契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合	1	125	1	1	(1)発注者の責による損害	契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
1	125	1	2		(略)	1	125	1	2		(略)
1	126			1-126	受注者の賠償責任	1	126			1-126	受注者の賠償責任
1	126	1	1	(1)受注者の責による損害	契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合	1	126	1	1	(1)受注者の責による損害	契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
1	126	1	2	(2)瑕疵責任に係る損害	契約書第40条に規定する契約不適合責任に係る損害	1	126	1	2	(2)瑕疵責任に係る損害	契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害
1	126	1	3		(略)	1	126	1	3		(略)
1	127			1-127	部分使用	1	127			1-127	部分使用
1	127	1		1. 部分使用の請求	発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。 (以下、略)	1	127	1		1. 部分使用の請求	発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。 (以下、略)
1	127	2			(略)	1	127	2			(略)
1	128			1-128	再委託	1	128			1-128	再委託
1	128	1~4			(略)	1	128	1~4			(略)
1	129			1-129	成果品の使用等	1	129			1-129	成果品の使用等
1	129	1			(略)	1	129	1			(略)

改正後						現行					
章	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	新条文(抜粋)	章	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	現行条文(抜粋)
1	130			1-130	守秘義務	1	130			1-130	守秘義務
1	130	1~2			(略)	1	130	1~2			(略)
1	131			1-131	安全等の確保	1	131			1-131	安全等の確保
1	131	1~8			(略)	1	131	1~8			(略)
1	132			1-132	臨機の措置	1	132			1-132	臨機の措置
1	132	1~2			(略)	1	132	1~2			(略)
1	133			1-133	履行報告	1	133			1-133	履行報告
1	133	1			(略)	1	133	1			(略)
1	134			1-134	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1	134			1-134	屋外で作業を行う時期及び時間の変更
1	134	1~2			(略)	1	134	1~2			(略)